

平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業 生活交通ネットワーク計画について(概要)

1. 地域公共交通確保維持改善事業とは

施行：平成 23 年度

内容：国が地域の交通に関する取り組みを継続的に支援する事業

2. 対象路線 10 路線（13 系統）

①加茂地域（路線定期運行）

当尾線・奥畑線・通学線（3 系統）

②加茂地域（路線不定期運行）

山田線・大畑線・観音寺線・南加茂台線・銭司線・西線

③山城地域（路線定期運行）

山城線（北行・南行）

※地域内フィーダー系統として補助対象となる。

3. 生活交通ネットワーク計画の概要

①目的・必要性

地域間ネットワークと接続するフィーダー路線を維持することにより、広域的な移動手段を確保する

②定量的な目標・効果

・ 路線定期運行

1 便あたり 1.25 人以上の利用を目標とする。 1.25 人に満たない場合は、実態に即した運行を行う（通学線は除く）

・ 路線不定期運行

1 日あたり 1.5 人以上の利用を目標とする。 1.5 人に満たない場合は運行の休廃止を行う。

③運行予定者

当尾線：奈良交通(株)

加茂路線（定期）：(株)ウイング

加茂路線（不定期）：加茂タクシー(株)

山城線：(株)ウイング

平成27年度生活交通ネットワーク計画（案）
【地域内フィーダー系統確保維持計画】

（名 称）木津川市地域公共交通総合連携協議会
（代表者名）会長 河井 規子

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木津川市は、京都府南部に位置する人口7万2千人の市で、木津地域では宅地開発により人口が増加している一方、加茂地域及び山城地域では人口が横ばいとなっており、地域により人口密度の格差が顕著に現れている。

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、平成21年度から木津川市地域公共交通総合連携計画に基づき、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、地域活性化、交通弱者等が安心安全に移動できる生活環境に配慮した地域公共交通サービスの充実を図ることを目的として実証運行を行った。

しかしながら、公共交通離れが進み、利用者は減少している状況である。

このような状況下において、高齢者の増加や移動手段を持たない交通弱者にとって必要不可欠な公共交通を維持し、地域間交通ネットワークや地域間幹線系統と接続するフィーダー路線を維持することにより広域的な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

（1）事業の目標

①路線定期運行（当尾線、奥畑線、山城線）

コミュニティバスの定期運行維持の考え方を次のとおりとする。

利用者数：1便あたり1.25人以上の利用者数

路線運行：1便あたり1.25人に満たない場合、コミュニティバス等の持続可能な運行の為のガイドラインに基づき、実態に即した運行への見直しを行う。

②路線定期運行（通学線1、2、3）

コミュニティバスの運行目標を次のとおりとする。

利用者数：1便あたり1.25人以上の利用者数

③路線不定期運行（山田線、大畑線、南加茂台線、観音寺線、銭司線、西線）
路線維持の考え方を次のとおりとする。

利用者数：1日あたり1.5人以上の利用者数

路線運行：1日あたり1.5人の利用者数を超えていない場合、コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドラインに基づき、運行の休廃止を行う。

(2) 事業の効果

①加茂地域（山田線、大畑線、南加茂台線、観音寺線、奥畑線、銭司線、西線）

移動手段を持たない方等、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線とのネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、高齢者の外出促進や地域活性化にもつながる。

②通学線（通学線1、通学線2、通学線3）

児童、生徒の通学手段が確保される。また、混乗による運行のため、一般の利用者にとっては、地域間幹線と接続することで、広域的な移動手段が確保される。

③当尾線

地域幹線とのネットワークが連携することで広域的な移動手段が確保され、市内観光施設への来訪が期待できる。このことにより、市外からの来訪者数が向上することで、地域の活性化にもつながる。また、高齢者等の交通弱者にとって必要不可欠な移動手段が確保される。

④山城線（山城線北行、山城線南行）

新たな公共交通手段が提供されることにより、公共交通空白地帯が解消され、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、主要幹線と接続することで広域的な移動手段が確保され、生活環境が向上するとともに地域の活性化が促進される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

別表1のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表2のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別表5のとおり

6. 車両の取得に係る目的・必要性

車両の取得を行わないため該当しない

7. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両の取得を行わないため該当しない

8. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両の取得を行わないため該当しない

9. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成20年5月28日（第1回） 協議会設立、事業内容について協議
- ・平成21年3月11日（第6回） 木津川市地域公共交通総合連携計画について

て承認	
・平成 26 年 6 月 25 日（第 2 6 回） 平成 2 7 年度生活交通ネットワーク計画 について承認	
10. 利用者等の意見の反映状況	
協議会規約に基づき、市民代表として利用者委員、公募委員、木津川市観光協会理事長、木津川市民生児童委員協議会副会長及び木津川市老人クラブ連合会会長から参画いただいております、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。	
11. 協議会メンバーの構成	
関係都道府県	京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室長 京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所技術次長 京都府木津警察署交通課長
関係市区町村	木津川市長 木津川市副市長 木津川市建設部長
交通事業者 交通施設管理者等	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社総務企画課長 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部企画統括部営業企画部課長 奈良交通株式会社乗合バス事業部長 株式会社ウイング代表取締役 京都タクシー業務センター事務局長 城南タクシー株式会社代表取締役 東洋タクシー株式会社常務取締役 加茂タクシー株式会社営業次長 奈良交通労働組合執行委員長
地方運輸局	京都運輸支局首席運輸企画専門官 近畿地方整備局京都国道事務所調査課長
その他協議会が必要と認める者	京都大学大学院工学研究科教授 京都大学大学院工学研究科助教 木津川市観光協会理事長 木津川市民生児童委員協議会副会長 木津川市老人クラブ連合会会長 利用者委員 公募委員

資料3 追加資料

生活交通ネットワーク計画
(地域間幹線系統確保維持計画)

平成27年度生活交通ネットワーク計画（案）

【地域間幹線系統確保維持計画】

（名 称）木津川市地域公共交通総合連携協議会

（代表者名）会長 河井 規子

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木津川市は、京都府南部に位置する人口7万2千人の市で、宅地開発等により人口が増加している。

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、平成21年度から木津川市地域公共交通総合連携計画に基づき、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、地域活性化、交通弱者等が安心安全に移動できる生活環境に配慮した地域公共交通サービスの充実を図ることを目的として木津川市コミュニティバス「きのつバス（梅谷高の原線・鹿背山高の原線・木津川台高の原線）」の運行を行っている。

しかしながら、公共交通離れが進み、利用者は減少している状況である。

このような状況下において、移動手段を持たない交通弱者にとって必要不可欠な公共交通を維持し、地域間交通ネットワークとして路線を継続することにより広域的な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

（1）事業の目標

本協議会で策定した、「コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン」に定める、運行継続条件の数値を確保することを基本に、前々年度以上の利用者数を目標とする。

【ガイドラインに定めている運行継続条件】

利用者数が1便あたり1.25人以上とする。

【前々年度の利用者数】

242,500人

（2）事業の効果

利用者数を増加させることで収支を改善し、持続的で安定的な路線の維持につながり、住民の移動手段が確保される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別表1のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表2のとおり

5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	
該当なし	
6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	
該当なし	
7. 車両の取得に係る目的・必要性	
車両の取得を行わないため該当しない	
8. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	
車両の取得を行わないため該当しない	
9. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	
車両の取得を行わないため該当しない	
10. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年5月28日（第1回） 協議会設立、事業内容について協議 ・平成21年3月11日（第6回） 木津川市地域公共交通総合連携計画について承認 ・平成26年6月25日（第26回） 平成27年度生活交通ネットワーク計画について承認 	
11. 利用者等の意見の反映状況	
協議会規約に基づき、市民代表として利用者委員、公募委員、木津川市観光協会理事長、木津川市民生児童委員協議会副会長及び木津川市老人クラブ連合会会長から参画いただいております。利用者等の意見を反映して本計画を策定している。	
12. 協議会メンバーの構成	
関係都道府県	京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室長 京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所技術次長 京都府木津警察署交通課長
関係市区町村	木津川市長 木津川市副市長 木津川市建設部長
交通事業者 交通施設管理者等	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社総務企画課長 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部企画統括部営業企画部課長 奈良交通株式会社乗合バス事業部長 株式会社ウイング代表取締役 京都タクシー業務センター事務局長 城南タクシー株式会社代表取締役 東洋タクシー株式会社常務取締役

	加茂タクシー株式会社営業次長 奈良交通労働組合執行委員長
地方運輸局	京都運輸支局首席運輸企画専門官 近畿地方整備局京都国道事務所調査課長
その他協議会が必要と認める者	京都大学大学院工学研究科教授 京都大学大学院工学研究科助教 木津川市観光協会理事長 木津川市民生児童委員協議会副会長 木津川市老人クラブ連合会会長 利用者委員 公募委員